

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率性及び透明性を確保し、企業価値の増大と社会から信頼される会社を実現することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	25,669,120	14.97
三井物産株式会社	7,308,829	4.26
株式会社メタルワン	6,779,053	3.95
共英製鋼株式会社	5,144,000	3.00
合鐵取引先持株会	4,304,712	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,174,000	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,058,000	2.37
株式会社みずほ銀行	3,279,610	1.91
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,241,000	1.89
東京鐵鋼株式会社	2,688,000	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

(1)大株主の状況につきましては、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。

(2)当社は、自己株式15,085,936株(持株比率8.80%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、総務部との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題に関する意見交換を行うとともに、監査部から監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇佐見 達郎	他の会社の出身者							○						
幸野 誠司	他の会社の出身者													○
森脇 慶司	他の会社の出身者							○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇佐見 達郎		三井物産メタルワン建材株式会社 取締役専務執行役員	三井物産メタルワン建材株式会社において、取締役専務執行役員の役職にあり、商社における豊富な経験と能力・識見を有していることから、社外監査役に選任しております。
幸野 誠司		新日鐵住金株式会社 関係会社部部长	新日鐵住金株式会社において、関係会社部部长の役職にあり、鉄鋼業における豊富な経験と能力・識見を有していることから、社外監査役に選任しております。
森脇 慶司		日鉄住金物産株式会社 常務執行役員	日鉄住金物産株式会社において、常務執行役員の役職にあり、鉄鋼流通における豊富な経験と能力・識見を有し、その専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

「その他」は役員賞与制度

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役・監査役・社外役員毎の総額を開示しております。尚、平成26年度に係る支給総額は、以下の通りです。
取締役(社外取締役を除く。) 15名 375百万円
監査役(社外監査役を除く。) 3名 24百万円
社外役員 3名 5百万円

(注)

- ・平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
- ・役員報酬を支給していない社外監査役1名は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で定めた役職毎の基本報酬額に、その前事業年度の単独の経常利益に応じた業績連動報酬額を加算しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

専従部署はありませんが、必要に応じて、監査部が監査役の監査業務を補助する体制をとっております。また、総務部において、監査役との連絡・調整を行っており、社外監査役についても同様に情報共有化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におけるガバナンス体制は以下の通りです。

当社は、監査役会設置会社であり、10名以内の取締役及び取締役会、5名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に定め、これに基づき、現在、取締役を6名(うち、社外取締役2名)、監査役を5名(うち、社外監査役3名)、会計監査人を1名選任しております。

当社の取締役会は、現在、当社の業務に精通した業務執行取締役4名と法曹、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する社外取締役2名によって構成され、原則月1回開催し、最高意思決定機関として法令・定款に定める事項及びその他重要な事項の決定を行うとともに、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について取締役から報告を受けております。また、取締役の任期を1年として、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応できる体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する監督機能の強化を図っております。

当社の監査役は、現在、当社の業務・組織等に精通した常勤監査役2名と、企業経営等の分野における豊富な経験や高い識見を有する社外監査役3名であり、各監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧するなど、相互に連携を図りながら、監査役監査要綱その他の規程に基づき取締役の職務執行状況の監査を行っております。

なお、監査役上地秀典氏は、当社において平成20年6月から平成27年6月まで経理部長(平成23年6月以降は取締役経理部長)を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査については、内部監査を担当する監査部(2名)を設置し、内部監査規程に基づく、内部統制監査を中心に、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見是正を図っております。

監査役監査は、社外監査役3名を含む監査役5名の体制で、監査役会が定めた監査の方針及び計画等に沿って実施しております。また、取締役会、経営会議等の社内会議への出席や、取締役、執行役員及び使用人等にその職務の執行状況について説明を求めるとともに、代表取締役及び各部門長と適宜意見交換を行い、積極的に意見を表明しております。

当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、藤田立雄氏及び前川英樹氏であり、同監査法人に所属しております。なお、監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士及びその他の補助者等を主たる構成員とし、システム専門家等も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務執行取締役と社外取締役によって構成される取締役会が、業務執行の意思決定の迅速化とともに、業務執行に対する監督機能を果たし、経営の公平性・透明性の維持を図っております。

また、経営監視機能につきましては、監査役5名のうち3名を社外監査役とすることにより、客観性及び中立性を確保しております。

以上のことから、当社は現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の1日前(6月10日)に発送。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表にあわせて、アナリスト向け説明会を開催しております。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、株主や顧客・取引先・従業員等の様々なステークホルダーとの関係を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、環境問題への取組みや社会貢献活動に積極的に行動することを明記しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「合同製鐵グループ企業行動指針」において、企業情報を積極的かつ公正に開示するものと定めるとともに、「内部統制システムの基本方針」においても、財務情報、重要な経営情報について、法令等で定めるもののほか、適時・的確な開示に努めることとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、各部門及びグループ各社の責任に基づく自律的な内部統制システムを基本としており、内部統制システムの整備について、以下のとおり定め、適切に整備・運用するとともに、その継続的改善に努めることとしております。

【内部統制システムの整備状況】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、または決定を行う。

取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適切に作成・保管する。

また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、IR活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。

グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会等を設置・運営する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。

各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総務部へすみやかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。

内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。

使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行う。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制企画の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。

コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査部所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社または各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。

監査役へ報告を行った当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10. その他監査役がその職務を補助する使用人を置くことを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。

総務部は、監査役との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互に連携を図る。

監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「合同製鐵グループ企業行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決すること」を定め、グループの全従業員に対し周知・徹底を図っております。また、大阪府企業防衛連合協議会に参加する等、定期的に警察及び近隣企業との情報交換等を行い、情報収集とともに反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

当社の会社情報(子会社に関わる事項を含む)の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

1. 決算に関する情報

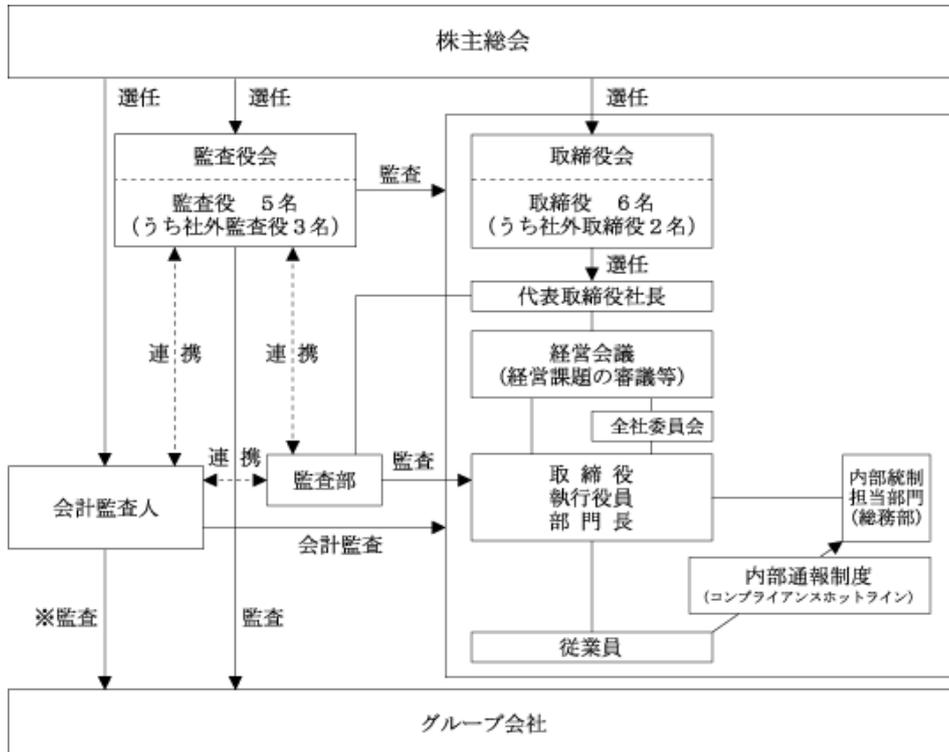
決算に関する情報につきましては、取締役会の承認を得た後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。

2. 決定事実に関する情報

適時開示の対象となる決定事実に関する情報につきましては、取締役会の承認を得た後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。

3. 発生日実に関する情報

適時開示の対象となる発生日実に関する情報につきましては、その所管部門より取締役会又は総務部に報告した後、証券取引所が定める適時開示規則及び関係諸法令、会社規定に従い、適時開示を行います。



(注) 会計監査人によるグループ会社の監査は、連結決算の監査を通じて行っております。